

スイス文学会会則

一. 名称および目的

本会は「スイス文学会」と称し、スイス文学およびその関連分野の研究を目的とする。

二. 事業

- 一. 年一回総会を開く。
- 二. 年数回研究会を開く。
- 三. スイス文学ならびにスイス文化に関する内外の資料を収集し、会員相互の情報交換に努める。
- 四. 内外の関係機関と連絡をとり、スイス文学ならびにスイス文化の紹介につとめる。
- 五. その他本会の目的に適う事業を行う。

三. 運営

- 一. 本会に代表一名、幹事若干名をおき、代表ならびに幹事で幹事会を構成する。幹事会は本会の企画ならびに運営に当る。
- 二. 幹事のうち一名を会計担当とする。
- 三. 代表ならびに幹事は総会において選出する。
- 四. 代表ならびに幹事の任期は二年とする。ただし重任を妨げない。
- 五. 会員は会費年額一、〇〇〇円を納入する。

四. 新入会

新たに会員になる者は、幹事会の承認を必要とする。

五. 会則改正

会則の改正は総会の承認を必要とする。

備考

本会の事務所は、東京都文京区白山5-28-20 東洋大学経済学部国際経済学科曾田長人研究室におく。

また、本会への連絡・問い合わせ先は、本会ホームページに記載した連絡先アドレスとする。

付則

二〇一四年十一月二十三日 一部改正施行する。